

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2005～2009

課題番号：17530081

研究課題名 (和文) 電子的情報の取引及び電子商取引に関わる民事法上の課題に関する研究

研究課題名 (英文) Civil Liability for Electronic Transactions and Electronic Commerce

研究代表者

川和 功子 (KAWAWA NORIKO)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：70295731

研究成果の概要 (和文)：

電子的情報の取引及び電子商取引に係わる契約法、不法行為法上の法的問題の重要課題について比較法的な研究を行い、国際的に通用する法制度に向けての示唆を行うことを目的とする。

研究成果の概要 (英文)：

The ultimate objective of this research is to determine the tortious and contractual liabilities arising from transactions in information in electronic form and in electronic commerce.

交付決定額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2005年度 | 700,000 | 0 | 700,000 |
| 2006年度 | 600,000 | 0 | 600,000 |
| 2007年度 | 600,000 | 180,000 | 780,000 |
| 2008年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2009年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 総計 | 3,300,000 | 600,000 | 3,900,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：電子的情報、電子商取引、契約法、不法行為法

1. 研究開始当初の背景

近時、電子的情報の普及は電子的情報を供給する型の取引を多く産み出している。これら無体物である情報の経済的価値は飛躍的に上昇している一方で、法的な規制については技術の発展に追いつかないという現象がみられる。北川善太郎名誉教授が指摘される様に「有体物をベースとした法体系に無体物である情報の問題が、徐々にくいこんできており、物を権利や法律行為の目的とした現在

の法体系は十分な機能を果たせない」状況が既存の法体系を変容させていくという現象が存在するといえる。そこで、電子的情報の取引についての研究は、近年爆発的に増加している電子商取引の問題と共に非常に重要な法的問題を提起する。これらの研究成果は高度情報化時代において、経済的活動を公正に促進するとともに、消費者保護を図りつつ、双方のニーズに合致した取引の場を提供する機会の増大に寄与するものと期待さ

れる。

2. 研究の目的

本研究は主に電子的情報の取引及び電子商取引に係わる契約法、不法行為法上の法的問題の重要課題について比較法的な研究を行い、国際的に通用する法制度に向けての示唆を行うことを目的とするものであった。具体的にはこの問題に関係する米国におけるコンピュータ情報取引法 UCITA(Uniform Computer Information Transaction Act)で提示された諸問題を中心に日本法、米国法、英国法、EU 法の比較法的分析を行った上で、この法律がなぜ受け入れられなかったのかを考察しながら、国際的に通用する法制度への提言を行なった。

関連する法的問題としては電子的情報の取引契約における意思表示の合致、シュリンクラップあるいはクリックラップ契約の有効性、契約の自由と知的財産権制度の関わり、明示的、黙示的保証、保証排除条項、損害賠償、当事者に契約関係が存在しない場合の詐欺、不実表示の問題、製造物責任、専門家の責任、請求権競合の問題、電子商取引における契約の成立、消費者保護といった多くの課題が挙げられる。これらの論点のうち英米法の研究を中心にいくつかのものについてはすでに論文を公表しているが、EU 法の検討、日本法への示唆も加えてこれらの法的問題についての参考資料を収集、研究し、電子的情報の取引、電子商取引について従来の有体物を目的とした取引、オンラインでの取引ではない取引を焦点においた既存の法体系とどのように異なった法制度を考慮すべきなのかという点について研究を行った。

3. 研究の方法

明示的保証については異なった頒布(対消費者、対商人、カスタムメイド、マスマーケットなど)がなされる電子的情報について明示的保証がどのような状況で発生し、保証排除条項、責任制限条項を含めどのようなメカニズムによって排除され得るのかについて米国法と英国法の判例、UCITA, UCC, 英国物品売買法、不公正条項取引法などの比較、米国における非良心性と英国における不公正条項法の合理的テストと対比させながら、対消費者、対商人、カスタムメイド、マスマーケットの取引においてどのような法制度が望ましいのか、約款が関連してくる場合において消費者の保護という観点からどのように約款の規制をしていくのが望ましいのかについて考察した。

当事者間の専門的格差やユーザの合理的な期待を基礎として、広告、宣伝、提案、見本の表示などの明示的な表示について当事者間の履行義務の内容として取り込む私法

上、契約法上のルールについて考慮していくことは大いに意義のあることであると考えられる。

シュリンクラップ契約、クリックラップ契約については、シュリンクラップ契約、クリックラップ契約の締結に関わる意思表示の合致の問題、契約の自由と知的財産権制度の関わりについて考察した。さらに電子商取引における意思表示の合致、意思表示の瑕疵に関わる法的問題、消費者保護、電子エージェントの採用等について研究した。シュリンクラップ契約、クリックラップ契約についての法的問題は、電子情報取引における約款の成立のプロセスの問題と、個々の条項の有効性について具体的に考察する機会を提示するものであるといえる。

シュリンクラップ契約とクリックラップ契約によってなされる電子情報取引の特徴として、目的物が情報であることによる適用法規の不明確さ、製品の使用方法、使用制限など含めた製品についての情報の複雑さ、供給者との情報量の格差、供給者との交渉力の格差、ライセンス条項による製品の定義づけ、消費者法や、知的財産権法、競争法からの多角的な保護の必要性などがあげられる。

UCITA は電子的情報について、その経済的価値を最大限に利用するために、著作権上許容されている使用や、パブリックドメインに属する情報を含めた情報の使用を妨げるような、ライセンス契約による情報の「囲い込み」を促進し、消費者法、競争法が適用されることについての配慮に消極的な態度を採用したことにより、知的財産法、消費者法、競争法など既存の法体系とは異なった法体系を確立するものであると批判された。

UCITA が広く受け入れられなかった理由として、財産的価値を有するコンピュータ情報に関わる法を供給者とユーザの双方の利益のバランスをとりながら、知的財産法、消費者保護法、競争法など既存の法体系の本旨に反することなく、明確な形で適用法を定めるという要請に応えることができなかったことが指摘される。これらの法はもともとそれぞれ異なった政策的配慮によって運営されてきたものであり、共通の政策的考慮も存在するものの、契約自由を最大限に尊重することでこれらの問題に対処しきれないものではない。

製造物責任との関連においては、電子的情報が損害を引き起こした場合に製造物責任法が適用されるべきか否かについて検討した。

日本の製造物責任法 1 条 1 項は製造物を「製造又は加工された動産」をいうとし、「基本的には工業的な大量生産・大量消費になじむような物(有体物)を対象としている」とする。ディスクなどに記憶されたプログラム

そのものは無体物なので、製造物に含まれないが機械に組み込まれた場合には動産であるから対象になるとされている。「ソフトウェアが IC 等に記憶されて組み込まれた製品については、製造物責任の対象とする考え方もあるが、ソフトウェア自体については無体物であることから、製造物責任の対象とすることは適当でない」とし、ハードウェアは有体物であるので、製造物であるとしている。さらに、サービスは物に含まれないとされる。

しかしながら、ソフトウェアとデータベースなどの電子的情報を含む情報の瑕疵により損害が生じた場合、供給した者の責任はどのように考えるのか、製造物責任が適用される範囲が厳格に有体物に限定されることの必然性についての議論が必ずしもつくされていないように思われる。有体物の取引を念頭にして発展してきた従来の議論を情報技術の発展を踏まえ再検討する必要がある。無体物であっても、航空地図といった表現の自由が問題となる可能性が低い情報を含め、損害を引き起こす欠陥を有する目的物に関しては、製造物責任の政策的根拠である、1) 危険な製造物についての損害のコストは、それを製造し、販売するものによって負担されるべきであること、そのコストは製品のコストに上乗せできること、2) 厳格責任の採用と過失を証明する必要性を排除することは事故の防止につながることで、3) 証明が困難なことや、訴訟のコストなどの点から、過失責任では被害者救済に限界があること、といった点を考慮し、大量に頒布される市販のコンピュータについて、製造物責任法の適用は考慮されるべき問題であろう。

請求権競合の問題については、コンピュータ・ソフトウェア、ハードウェアの取得が関連する電子情報取引における経済的損失に関わる問題について英米法を中心に考察した。コンピュータ・ソフトウェア、ハードウェアの取得が関連する電子情報取引において、当事者間に契約が存在する場合、および、直接的には契約は存在しないものの、連鎖的な契約のつながりが存在する当事者間において、どのような場合に、いかなる理由で経済的損失の賠償が可能となるかについて考察した。電子情報取引、とりわけクライアントの要請に応じてカスタム仕様のシステムが供給され、特定のユーザがそのシステムを使用し、システムの品質上の瑕疵により、特定のユーザが損害を蒙った場合の取引における経済的損失に関わる問題については、当事者間の専門的知識の格差、供給者の専門的知識、技能、およびユーザの取引的地位、信頼の度合いを個別に考慮する必要があるように思われる。

電子情報取引の事例は、カスタム仕様のシ

ステムの供給取引については、ユーザは消費者ではないものの、ある程度の専門的な技能が関係していることや、隠れた瑕疵についての発見が困難な場合が存在する点について建築瑕疵の事例と類似する点がある。電子情報取引における責任を考慮する際であっても、顧客が小規模なオフィスであるなど、取引的地位、専門知識の格差がどのようなものかについて個別に判断をすることが可能である。さらに、経済的損失の賠償が可能かどうかは政策的な考慮に左右されることにも留意し、専門的知識の格差、助言、役務の提供、特別な技能、特別な技能への信頼、といった要素を含む、クライアントの要請に応じてカスタム仕様のシステムが供給される電子情報取引においては、専門家としての契約と独立した不法行為法上の義務、過失不実表示、詐欺の誘引などからの多角的な検討がなされるべきである。さらに、医療システムなど人身被害のリスクが生じる場合においては、安全性が欠けることがないように配慮する義務についても考慮することが可能であろう。

4. 研究成果

英国の明示的保証、保証排除条項、損害賠償、シュリンクラップ契約、製造物責任、請求権競合の問題を中心に提起、比較法的な見地から論文の執筆を行った。

当事者間の明示的条項、明示的保証との関連においては、当事者間の専門的格差やユーザの合理的な期待を基礎として、広告、宣伝、提案、見本の表示などの明示的な表示について当事者間の履行義務の内容として取り込む私法上、契約法上のルールについて今後さらに検討していく必要がある。

シュリンクラップ契約との関連については、UCITA が広く受け入れられなかった理由として、財産的価値を有するコンピュータ情報に関わる法を供給者とユーザの双方の利益のバランスをとりながら、知的財産法、消費者保護法、競争法など既存の法体系の本旨に反することなく、明確な形で適用法を定めるといった要請に応えることができなかったことが指摘される。従って、政策的配慮を十分に取り込んだ法制度の構築が期待される。

電子情報取引における製造物責任法との関連では、無体物であっても、航空地図といった表現の自由が問題となる可能性が低い情報を含め、損害を引き起こす欠陥を有する目的物に関しては、製造物責任の政策的根拠である、1) 危険な製造物についての損害のコストは、それを製造し、販売するものによって負担されるべきであること、そのコストは製品のコストに上乗せできること、2) 厳格責任の採用と過失を証明する必要性を排除することは事故の防止につながることで、3)

証明が困難なことや、訴訟のコストなどの点から、過失責任では被害者救済に限界があること、といった点を考慮する必要が生じる。その上で、大量に頒布される市販のコンピュータについて、製造物責任法の適用は考慮されるべき問題であろう。

経済的損失とシステムの供給取引については、顧客が小規模なオフィスであるなど、取引的地位、専門知識の格差がどのようなものかについて個別的な判断をすることが可能である。さらに、経済的損失の賠償が可能かどうかは政策的な考慮に左右されることにも留意し、専門的知識の格差、助言、役務の提供、特別な技能、特別な技能への信頼、といった要素を含む、クライアントの要請に応じてカスタム仕様のシステムが供給される電子情報取引においては、専門家としての契約と独立した不法行為法上の義務、過失不実表示、詐欺の誘引などからの多角的な検討がなされるべきである。また、医療システムなど人身被害のリスクが生じる場合においては、安全性が欠けることがないように配慮する義務についても考慮することが可能であろう。

電子情報取引という当事者間に専門的知識において格差が存在する取引について研究を行うなかで、当事者間に専門性の格差が存在する消費者契約における情報提供義務を始めとするさまざまな研究課題に興味を抱くにいった。このため、本研究と並行して消費者契約における「情報提供」、「不招請勧誘」、および「適合性の原則」に関し内閣府からの委託研究調査プロジェクトに参加し、アメリカの法制度についての論文を執筆、公表した。さらに、日本の消費者法制度における情報提供義務の位置づけと比較法的考察について英語の論文を執筆、査読審査の上 International Journal of Private Law に掲載した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 11 件)

- ① 川和功子、英米法における電子情報取引と経済的損失の賠償について(2 完)、同志社法学、【査読：無】、340 号、1-31 頁、2010 年
- ② Noriko Kawawa, Japanese Consumer Law and a Duty to Supply Information, International Journal of Private Law, 【査読：有】、Vol.3 (1) (2), 2010
- ③ 川和功子、英米法における電子情報取引と経済的損失の賠償について(1)、同志社法学、【査読：無】、339 号、39-63 頁、

2009 年

- ④ 川和功子、情報と製造物責任法について(2 完) 同志社法学、【査読：無】、326 号、81-108 頁、2008 年
- ⑤ 川和功子、「消費者契約における「情報提供」、「不招請勧誘」、および「適合性の原則」に関するアメリカの法制度」、(財)比較法研究センター・潮見佳男編『諸外国の消費者法における情報提供・不招請勧誘・適合性の原則』、別冊 NBL、【査読：無】、121 号、77-93 頁、2008 年
- ⑥ 川和功子、情報と製造物責任法について(1)、同志社法学、【査読：無】、325 号、2577-2598 頁、2008 年
- ⑦ 川和功子、英国法における電子情報取引契約をめぐる契約法上の表示責任について(下)NBL、【査読：無】、850 号、63-71 頁、2007 年
- ⑧ 川和功子、英国法における電子情報取引契約をめぐる契約法上の表示責任について(上) NBL、【査読：無】、849 号、56-63 頁、2007 年
- ⑨ 川和功子、米国における電子情報取引契約について—シュリンクラップ契約、クリックラップ契約を巡る議論について(三)同志社法学、【査読：無】、313 号、125-179 頁、2006 年
- ⑩ 川和功子、米国における電子情報取引契約について—シュリンクラップ契約、クリックラップ契約を巡る議論について—(二)同志社法学、【査読：無】、312 号、2183-2216 頁、2006 年
- ⑪ 川和功子、米国における電子情報取引契約について—シュリンクラップ契約、クリックラップ契約を巡る議論について—(一)同志社法学、【査読：無】、306 号、1-26 頁、2005 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川和 功子 (KAWAWA NORIKO)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：70295731

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し